

三島市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー利用設備等の導入をはじめとした地球温暖化対策事業を実施する中小企業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 市内に事業所、店舗、工場等（以下「事業所等」という。）を有すること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 三島市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 同一年度内において本要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業所等に省エネルギー設備又は再生可能エネルギー利用設備等を導入する事業で、本市の二酸化炭素排出量の削減に寄与するもの。
- (2) 補助金の交付を決定した日以後に工事に着手する事業であること。
- (3) 当該年度の末日までに工事及び支払等が完了すること。
- (4) 設備を導入する事業所等が自己の所有に属しない場合は、所有者から補助事業の実施について承認を得ていること。
- (5) 当該補助事業の内、省エネルギー設備を導入する事業に係る経費について、国、県、その他の団体から全部又は一部の補助を受けていないこと。

- (6) 当該補助事業に係る経費について、市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと。
 - (7) 過去に同一の補助対象設備に対して、本要綱による補助金の交付を受けていないこと。
 - (8) 中古設備及びリース契約による設備の導入を行う事業でないこと。
 - (9) 居住の用に供する部分を有する事業所等にあつては、事業所等のうち居住の用に供する部分において省エネルギー設備の導入を行う事業でないこと。
 - (10) 居住の用に供する部分を有する事業所等にあつては、事業の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上である場合において再生可能エネルギー利用設備等の導入を行う事業であること。
 - (11) 省エネルギー設備の導入にあつては、既存の事業所で使用している設備を更新する事業であつて、新たに設備を追加するものでないこと。
 - (12) 再生可能エネルギー利用設備等の導入にあつては専ら売電を目的とした事業でないこと。
- 2 補助事業の実施にあつては、次の各号に掲げる設備のいずれかを導入しなければならない。
- (1) 高効率照明設備
 - (2) 高効率空気調和設備
 - (3) 高効率給湯設備
 - (4) 高性能ボイラ設備
 - (5) 太陽光発電設備
 - (6) 蓄電池設備

3 前項の設備導入に当たっては、別表1に定める性能基準を満たすものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の購入及び設置工事に係る費用とする。ただし、設置工事において、申請者が要した調査費、事務費、既設設備の処分費、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は補助対象外とする。

2 対象設備の購入及び設置工事に係る費用に、寄附金等を充当する場合にあつては、その充当金額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、設備の区分ごとに算出することとし、算出方法は別表2に定めるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書（契約書）の写し
- (3) 補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類
- (4) 補助事業により導入する設備の設置予定場所等の現況写真
- (5) 補助事業により導入する設備の配置図
- (6) 設備の更新、増設にあつては、現有の設備の配置図
- (7) 申請者が法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては個人事業の開業届出書の控えの写し又は住民票の写し
- (8) 直近の決算書または収支内訳書の写し
- (9) 市町村税の納税証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合
 - イ 補助対象経費の額の変更（補助金額に変更が生じるものに限る。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により市長に承認を受けようとする者は、あらかじめ三島市中小企業者地球温暖化対策事業変更等承認申請書（様式第1号）に市長が指定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた事業者は、当該補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業完了報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (4) 補助対象設備の品質を保証する書類の写し
- (5) 太陽光発電システムにあっては、電力会社との電力需給に関する契約書の写し
その他の事業所等への電気の供給及び公称最大出力が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(市への協力)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施による事業効果の報告及び市が行う地球温暖化対策に係る事業、その他市長が必要と認める事項について、市に協力するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表 1

区 分	種 別	性 能
省エネルギー設備	高効率照明設備	既存設備を更新する場合であって、国等による環境物品等の調達に関する法律に基づく当該設備の判断基準に適合する設備（以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。）もしくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備（以下「トップランナー基準を達成した設備」という。）又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
	高効率空気調和設備	既存設備を更新する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
	高効率給湯設備	既存設備を更新する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
	高性能ボイラ設備	既存設備を更新する場合であって、ボイラ効率 95% 以上（低位発熱量基準）である設備に限る。
再生可能エネルギー利用設備等	太陽光発電設備	発電した電力を市内の事業所等で用いるために、市内の事業所等の敷地内に設置する定置型の設備に限る。
	蓄電池設備	蓄電した電力を分電盤を通じて事業所等の内部で用いる定置型の設備に限る。

別表 2

区 分	補 助 金 額
省エネルギー設備	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、20 万円を上限とする。
再生可能エネルギー利用設備等	太陽光発電設備の公称最大出力値（公称最大出力値をキロワットに換算し、小数点以下 2 位未満を切り捨てた値）に 1 万円を乗じて得た額と、蓄電池設備の定格容量値（定格容量値をキロワットアワーに換算し、小数点以下 2 位未満を切り捨てた値）に 1 万円を乗じて得た額の合計額と、補助対象経費とを比較していずれか少ない額とし、20 万円を上限とする。